

ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースの設置について

令和2年3月10日

ESG 金融ハイレベル・パネル

1. 目的

我が国の脱炭素社会への移行、SDGs を具現化した持続可能な社会・経済づくりに向けて、投融資の持つインパクトを考慮するよう、資本市場のパラダイム・シフトが求められている。こうした中、投融資概念をリスク・リターンの2次元からインパクトを加えた3次元へ拡張し、新たな投融資合理性を構築していかねばならないとの考え方もある。経済的なリターンをもたらすとともに、ポジティブで測定可能な社会的及び環境的なインパクトをもたらす金融を我が国において普及させ、実践していくためには、その概念整理の共有、さらにインパクト評価等を実施する上での評価手法の整備等が求められる。

このため、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱（平成31年2月決定、令和2年3月一部改正）第2項（4）に基づき、ESG 金融ハイレベル・パネルにポジティブインパクトファイナンスタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を置く。

2. 検討事項

タスクフォースは、我が国においてポジティブなインパクトを生むことを意図する金融の普及に向けた基本的考え方、グリーンを起点とするインパクト評価の在り方その他ポジティブインパクトファイナンスの普及拡大に必要な事項について調査検討を行う。調査検討を行った結果は、適宜、ESG 金融ハイレベル・パネルに報告するものとする。

3. 構成

- （1）タスクフォースに座長を置き、座長は、ESG 金融ハイレベル・パネルが指名する。
- （2）タスクフォースは、事務局より委嘱を受けた委員で構成する。
- （3）タスクフォースは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。

4. 運営

タスクフォースは原則として公開とし、議事については議事概要を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては非公開とすることができる。

前各項に掲げるもののほか、タスクフォースの運営に必要な事項その他必要な事項は、座長が定める。

5. 事務

タスクフォースの事務は、環境省の委託を受けた者が処理することとする。

ESG 地域金融タスクフォースの設置について（案）

令和2年3月10日

ESG 金融ハイレベル・パネル

1. 目的

我が国の脱炭素社会への移行、SDGs を具現化した持続可能な社会・経済づくりに向けて、間接金融においても ESG 金融の取組を推進していくことが不可欠である。そして、地域における持続可能な社会・経済づくりを更に拡大するため、地域金融機関には、ESG 地域金融の実践が期待される。そのためには、地域の特性に応じた課題や地域資源・資金ニーズ等のポテンシャルを踏まえた上で、ESG 要素への考慮を金融業務で検討することが求められる。ESG 地域金融を我が国において普及するには、金融機関の地域における役割を再認識、現状把握や実践に向けた論点を整理、共有することが重要である。

このため、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱（平成 31 年 2 月決定、令和 2 年 3 月一部改正）第 2 項（4）に基づき、ESG 金融ハイレベル・パネルに ESG 地域金融タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を置く。

2. 検討事項

タスクフォースは、持続可能な社会の形成に向けた地域金融機関の地域における役割、ESG 地域金融の普及展開に向けた戦略・ビジョン、その他普及展開に必要な事項について調査検討を行う。調査検討を行った結果は、適宜、ESG 金融ハイレベル・パネルに報告するものとする。

3. 構成

- （1）タスクフォースに座長を置き、座長は、ESG 金融ハイレベル・パネルが指名する。
- （2）タスクフォースは、事務局より委嘱を受けた委員で構成する。
- （3）タスクフォースは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。

4. 運営

タスクフォースは原則として非公開とし、議事については議事概要を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては非公開とすることができる。

前各項に掲げるもののほか、タスクフォースの運営に必要な事項その他必要な事項は、座長が定める。

5. 事務

タスクフォースの事務は、環境省の委託を受けた者が処理することとする。